

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 役員退職手当規程

平成22年4月1日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 常勤職員（地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員就業規則（平成22年4月1日規程第16号）第2条第1号に掲げる常勤職員をいう。）を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(退職手当の支払)

第3条 退職手当は、法令に定めのある場合を除き、その全額を、通貨で、直接前条第1項に規定する者に支払う。ただし、同項に規定する者の同意を得た場合又は同項に規定する者からの申出のある場合には、同項に規定する者が指定する金融機関等の口座に振込みを行う方法により支払うことができる。

2 前項の退職手当の支払は、役員が退職し、又は解任された日が属する事業年度に係る岐阜県知事が行う法人の業績評価の結果について岐阜県知事から通知のあった日から起算して1月以内に行う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、役員としての引き続いた在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の基本報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項に規定する退職手当の額について、理事長は、岐阜県知事が行う法人の業績評価の結果及び当該役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

(職員から引き続いて役員となる場合の特例)

第6条 職員（法人と期間の定めのない雇用契約を結び、常時勤務する職員に限る。以下同じ。）が、役員となるため地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院職員退職手当規程（平成22年4月1日規程第29号。以下「退職手当規程」という。）に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第4条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、この規程に

よる退職手当は支給しない。

- 3 第1項の規定に該当する役員のうち、前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額は、第4条各項の規定にかかわらず、第1項の役員としての引き続いた在職期間を退職手当規程第18条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなして退職手当規程を準用して得た額とする。
- 4 第1項の規定に該当する職員が退職手当規程第18条第5項の規定に該当する職員であった場合における、その者の第1項の職員としての引き続いた在職期間には、退職手当規程第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた期間を含むものとする。
- 5 前各項に該当する役員が、退職手当規程第27条第3項ただし書の規定による退職手当を支給された場合には、第2条第1項及び本条第3項の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

(岐阜県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第7条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて岐阜県職員(岐阜県職員退職手当条例(昭和28年岐阜県条例第41号。以下「退職手当条例」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き岐阜県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 岐阜県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第4条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、その者の岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて岐阜県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて岐阜県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額は、第4条各項の規定にかかわらず、当該退職の日に岐阜県職員に復帰し岐阜県職員として退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての引き続いた在職期間を退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなし退職手当条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における退職手当条例第3条第1項の給料月額を、当該役員が、第2項の規定に該当する役員となるため岐阜県職員を退職した日における岐阜県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
- 5 第2項の規定に該当する役員が、役員在職中に岐阜県職員の定年等に関する条例(昭和59年岐阜県条例第19号。以下「定年条例」という。)第2条に規定する定年退職日に達したときは、当該定年退職日に岐阜県職員に復帰し岐阜県職員として定年により退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての引き続いた在職期間を退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなし退職手当条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額の退職手当を支給する。この場合において、当該定年退職日における退職手当条例第3条第1項の給料月額は、当該役員が、第2項の規定に該当する役員となるため岐阜県職員を退職した日における岐阜県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
- 6 前項の規定による退職手当を支給された役員には、第2条第1項及び本条第4項の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

(岐阜県が設立した他の一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第8条 役員(退職手当条例第8条の2第1項に規定する退職をし、かつ、引き続き役員として在職した者に限る。)のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き岐阜県が設立した他の一般地方独立行政法人(法第55条に規定する一般地方独立行政法人であって、退職手当に関する規程において、役員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となった場合に、役員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての在職期間に通算することと定めているものに限る。以下本条において同じ。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び役員となった者の第4条第1項の規定による在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。
- 2 特定一般地方独立行政法人役員(退職手当条例第8条の2第1項に規定する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した者に限る。)が、任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の第4条第1項に規定する役員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
 - 3 役員(退職手当条例第8条の2第1項に規定する退職をし、かつ、引き続き役員として在職した者に限る。)が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となった場合においては、理事長が別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
 - 4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合の退職手当の額は、第4条各項の規定にかかわらず、当該退職の日に岐阜県職員に復帰し岐阜県職員として退職したと仮定した場合の、第1項の役員としての引き続きいた在職期間を退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなし退職手当条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における退職手当条例第3条第1項の給料月額、当該役員が退職手当条例第8条の2第1項に規定する退職をした日における岐阜県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
 - 5 第2項の規定に該当する役員のうち第3項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「第1項の規定に該当する役員」とあるのは「第2項の規定に該当する役員のうち第3項に該当する者以外の者」と、「第1項の役員」とあるのは「第2項の役員」と読み替えるものとする。
 - 6 第1項の規定に該当する役員が、役員在職中に定年条例第2条に規定する定年退職日に達したときは、当該定年退職日に岐阜県職員に復帰し岐阜県職員として定年により退職したと仮定した場合の、第1項の役員としての引き続きいた在職期間を退職手当条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなし退職手当条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額の退職手当を支給する。この場合において、当該定年退職日における退職手当条例第3条第1項の給料月額は、当該役員が、第1項の規定に該当する役員となるため岐阜県職員を退職した日における岐阜県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
 - 7 第2項の規定に該当する役員が、役員在職中に定年条例第2条に規定する定年退職日に達した場

合については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「第1項の規定」とあるのは「第2項の規定」と、「第1項の役員」とあるのは「第2項の役員」と、「第1項の規定に該当する役員となるため」とあるのは「第2項の規定に該当する特定一般地方独立行政法人役員となるため」と読み替えるものとする。

- 8 前2項の規定による退職手当を支給された役員には、第2条第1項並びに本条第4項及び第5項の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

(特定地方公務員等としての在職期間の取扱い)

第9条 前3条に定めるもののほか、第4条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、特定地方公務員等（退職手当規程第18条第5項に規定する特定地方公務員等をいう。以下同じ。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体等（同項に規定する地方公共団体等をいう。以下同じ。）の要請に応じ、引き続いて役員となったときにおけるその者の特定地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の特定地方公務員等としての引き続いた在職期間については、退職手当規程第18条第1項から第4項までの規定を準用して計算するほか、理事長が認める期間をその者の特定地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職又は解雇により、この規程又は退職手当規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職又は解雇の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の役員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(過去に退職手当の支給を受けている者に関する特例)

第10条 役員のうち、役員となった日以前に職員、岐阜県職員又は岐阜県が設立する他の地方独立行政法人の職員を定年又は勸奨により退職し、かつ、これらの職員として退職手当の支給を受けている者には、第2条第1項、第6条第3項、第7条第4項及び第5項、第8条第4項から第7項まで並びに前条の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。

(再任等の場合の取扱い)

第11条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前、又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限、返納等)

第12条 法第17条第2項（同項第1号に該当する場合を除く。）又は第3項の規定により解任された役員には、この規程による退職手当の全部又は一部を支給しないものとするができる。

- 2 退職をした者に対しこの規程による退職手当が支払われた後において、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中にした行為が法第17条第2項（同項第1号に該当する場合を除く。）の規定により役員を解任されるべき事由に該当するものと認められるときは、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができる。

- 3 第6条から第9条までの規定のいずれかが適用される者が、職員であったならば退職手当規程の規定により退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を受けるべき事由に該当するものと認められるときは、職員の例により、この規程による退職手当の全部又は一部を支給しないも

のとすることができる。

- 4 第6条から第9条までの規定のいずれかが適用される者が退職し、この規程による退職手当が支払われた後において、当該退職をした者が、職員であったならば退職手当規程の規定により退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を受けるべき事由に該当するものと認められるときは、職員の例により、この規程による退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、退職手当の支給制限、返納等の取扱いについては、職員の例による。

(遺族の範囲及び順位等)

第13条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、退職手当規程第3条の規定を準用する。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(退職手当規程附則第2項、第3項又は第4項の適用がある者に対する退職手当に係る特例)
- 2 第6条第1項の規定に該当する職員が退職手当規程附則第2項、第3項又は第4項の規定に該当する職員であった場合における在職期間の計算については、同条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは「第6条第1項」と、「退職手当規程第18条第5項」とあるのは「退職手当規程附則第2項、第3項又は第4項」と読み替えるものとする。
(退職手当条例附則第34項又は第35項の適用がある者に対する退職手当に係る特例)
- 3 岐阜県職員が退職手当条例附則第34項又は第35項の規定により退職手当条例に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における第4条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、その者の岐阜県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 前項の規定に該当する役員に対する退職手当の支給については、第7条第4項から第6項まで、第8条第1項、第3項、第4項、第6項及び第8項の規定を準用する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------|------------------------------|---------------------|
| 第7条第4項 | 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者 | 附則第3項の規定に該当する役員 |
| 第7条第4項及び第5項 | 第2項 | 附則第3項 |
| 第7条第6項 | 前項 | 附則第4項において準用する第7条第5項 |
| | 本条 | 第7条 |
| 第8条第1項 | 退職手当条例第8条の2第1項 | 退職手当条例附則第34項又は第35項 |

| | | |
|--------|---|------------------------|
| 第8条第3項 | 退職手当条例第8条の2第1項 | 退職手当条例附則第34項又は第35項 |
| | 第1項の | 附則第4項において準用する第8条第1項の |
| | 場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人役員となった場合 | 場合 |
| 第8条第4項 | 第1項の規定 | 附則第4項において準用する第8条第1項の規定 |
| | 第1項の役員 | 附則第4項において準用する第8条第1項の役員 |
| | 退職手当条例第8条の2第1項 | 退職手当条例附則第34項又は第35項 |
| 第8条第6項 | 第1項の規定 | 附則第4項において準用する第8条第1項の規定 |
| | 第1項の役員 | 附則第4項において準用する第8条第1項の役員 |
| 第8条第8項 | 前2項 | 附則第4項において準用する第8条第6項 |
| | 本条 | 第8条 |

- 5 岐阜県職員が退職手当条例附則第34項又は第35項の規定により退職手当条例に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の第4条第1項に規定する役員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 6 前項の規定に該当する役員に対する退職手当の支給については、第8条第4項、第6項及び第8項の規定を準用する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------|--------------------|----------------------------------|
| 第8条第4項 | 第1項の規定 | 附則第5項の規定 |
| | 第1項の役員 | 附則第5項の役員 |
| | 退職手当条例第8条の2第1項 | 退職手当条例附則第34項又は第35項 |
| 第8条第6項 | 第1項の規定 | 附則第5項の規定 |
| | 第1項の役員 | 附則第5項の役員 |
| | 第1項の規定に該当する役員となるため | 附則第5項の規定に該当する特定一般地方独立行政法人役員となるため |
| 第8条第8項 | 前2項 | 附則第5項において準用する第8条第6項 |
| | 本条 | 第8条 |

附 則

この規程は、平成31年1月1日より施行する。